

## ○伊江村住宅用太陽光発電システム補助金交付要綱

平成26年 3月20日訓令第2号

改正

平成28年 3月 1日訓令第7号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、太陽光発電システムの導入により新エネルギー普及を促進し、環境保護等についての意識啓発を図る目的で、住宅に新規で太陽光発電設備を設置しようとする者に対し、予算の範囲内において伊江村住宅用太陽光発電システム補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、伊江村補助金等の交付に関する規則（昭和53年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

**第2条** この要綱に定める補助の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）とは、次に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満のシステムであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 電力会社と電灯契約を締結することができること。
- (4) リース契約によるシステムではないこと。

(補助の対象)

**第3条** この要綱に定める補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付を申請した年度中に対象システムの設置に係る電力会社との電力受給契約を行う個人であること。
- (2) 次のいずれかに該当する個人であること。
  - ア 自らが居住する村内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの、敷地内に近接した建物を含む。）に対象システムを設置する者
  - イ 村内において自らの居住の用に供するため、新築する住宅に対象システムを設置する者。ただし、実績報告の日までに現に居住していること。

ウ 村内において自らの居住の用に供するため、対象システムを設置した新築住宅を購入する者。ただし、実績報告の日までに現に居住していること。

(3) 世帯全員が課税された税等（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金）に滞納がないこと。

(4) 同一世帯で過去に補助金の交付を受けていないこと。

(5) 対象システムを設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。

(6) 対象システムによる発電量等に関する情報提供に協力できること。

（補助対象経費）

**第4条** 補助の対象となる経費の範囲は、対象システムの設置又は購入に要する費用であって、別表第1に掲げる項目の設置等にかかる費用とする。

（補助金額）

**第5条** 補助金の額は、定額5万円とする。

（申請）

**第6条** 申請者は、次に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

(1) 対象システムの設置に係る契約書及び内訳書の写し（申請時に対象システム設置に係る契約を締結していない場合に限り見積書の写しでも可とする。）

(2) 対象システムを設置する建物の所有者の承諾書（対象システムを設置する建物が申請者の所有物でない場合に限る。第2号様式）

(3) 個人情報取得同意書（別記様式1）又は補助対象者の世帯構成員全ての者の村税等（村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、水道料金）が完納されている証明書

(4) その他村長が必要と認める書類

2 交付申請の受付期間（以下「受付期間」という。）は、別に定める。

3 交付申請書及び添付書類の提出は、持参による。

（交付の決定及び通知等）

**第7条** 村長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要があるときは現地調査を行い、補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うもの

とする。

- 2 村長は、交付決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとし、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付変更等）

**第8条** 申請者が補助事業を中止しようとするとき、又は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、交付決定を受けた後において、交付申請の内容を変更（村長が定める軽微な変更を除く。）しようとするとき、若しくは補助事業を廃止しようとするときは、補助金交付変更・中止・廃止申請書（第5号様式）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、補助金交付変更・中止・廃止決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

**第9条** 補助対象者は、対象システムの設置等が完了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。この場合において、これらの書類の提出期限は、電力受給開始日から起算して30日以内、又は、交付申請をした年度の3月31日のいずれか早い日（その日が村の休日に当たる場合は、その日前において最も近い村の休日でない日とする。）までとする。

- (1) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書（内訳書を含む）の写し
- (2) 対象システムの設置状況を示す写真（太陽電池モジュールの枚数が確認できるカラー写真に限る。）
- (3) 電力会社との受給契約確認書の写し
- (4) 補助対象者の住民票
- (5) 対象システムの設置に係る契約書及び内訳書の写し（申請時に対象システム設置に係る契約書の写しが提出されていない場合に限る。）
- (6) その他村長が必要と認める書類

- 2 実績報告書及び添付書類の提出は、持参による。

（交付額の確定）

**第10条** 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要があるときは現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（交付手続）

**第11条** 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに補助金交付請求書（第9号様式）により補助金の請求をしなければならない。

2 村長は、前項の規定により提出された補助金交付請求書（第9号様式）を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

**第12条** 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第7条の規定による交付決定を取り消すことができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（3） 第9条第1項に定める日までに実績報告書及び添付書類等を提出しないとき。

2 村長は、規則第8条又は前項の規定により交付決定を取消しする旨の決定をしたときは、補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（報告）

**第13条** 村長は、必要があると認めるときは、第11条第2項の規定により補助金の交付を受けた者に対して報告を求めることができる。

（手続代行者）

**第14条** 補助金交付申請を行う者は、第6条、第8条、第9条及び第11条の手続きについて、対象システムを販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対しこれらの手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとし、当該手続きの代行を通じ知り得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 村長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

る。

(補助金の返還)

**第15条** 村長は、第12条の規定により、補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月1日訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から適用する。

**別表第1** (第4条関係)

太陽電池モジュール
架台
接続箱
直流側開閉器
インバータ
保護装置
発生電力量計
余剰電力販売用電力量計
配線及び配線器具